

河合町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月 5日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第29号

河合町印鑑条例の一部を改正する条例

河合町印鑑条例（平成4年6月河合町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。